

第 号  
令和 年 月 日

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
殿

\_\_\_\_\_  
税務署長 \_\_\_\_\_ 印

酒 類 製 造 業  
酒 母 販 売 業 の 相 続 不 適 格 通 知 書  
も ろ み

令和 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日付で申告のあった \_\_\_\_\_番 \_\_\_\_の 酒 類 製造業 酒 母 販売業 の相続に  
も ろ み

酒 類  
ついては、下記の理由により、酒税法第19条第2項の規定の適用はなく、あなたは被相続人が受けていた 酒 母  
も ろ み  
の 製 造 販 売 業 免許を受けたものとはみなされませんので通知します。

酒 類  
なお、相続人が相続開始時に所有する 酒 母 の半製品についての製造及び酒類の販売を継続しようとする  
も ろ み

ときは、酒税法第20条の規定により必要行為の継続の申請の必要がありますので申し添えます。

記

記載要領

「酒 類 製造免許については、標題及び本文中 酒 母 とある箇所は、免許の区分に応じて、「清酒」、「ウイスキー」  
も ろ み  
等と記載する。